

市民の皆さんが満足 できる行政経営に向けて

3月2日(木)、第4回の行政経営改革審議会を開催しました。会議では、「生活交通確保体制の整備」「委託料の適正化」「行政評価システム構築」など、10の審議項目について基本方針(案)の提案・説明を行い、それぞれ審議が行われました。

【提案事項】

1 生活交通確保体制の整備について

現在の地域内バス等は、運行形態・料金体系(無料と有料)など、地域によって差異があります。また、通院者のみなど利用者が限定される場合があり、受益者負担の均一化を図るため料金等を統一して有料化し、利用者を限定しない方向で調整する旨の提案を行いました。委員からは「均一化の視点を明確化し、

方針どおり市民の利便性の向上を推進してもらいたい」などの意見が出されました。

2 委託料の適正化について

施設の管理・高齢者等の福祉サービス事業・測量設計など、平成17年度予算における市の委託料総額は、延べ1、234件で約32億円となっています。事業継続の適否、他の委託先の検討を含め、事務事業の総点検及び見直しを行い、経費の節減に努める旨の提案を行いました。「委託事業継続の適否の検討が重要」「入札参加業者の増加等、委託料の引き下げの努力を望む」などの意見が出されました。

付・提出書類が多い」という委員からの指摘を受けて、早急に所管課において申請手続き、処理及び提出書類等の状況を再点検し、課題整理を行うとともに、随時、簡素化・改善を図ることを確認しました。

4 財政健全化の推進について

三位一体改革に伴う地方交付税・国庫補助金の削減、及び市税の伸び悩み等によって、財源確保が困難な状況にあります。事務事業の抜本的見直し、職員の削減、廃止を含めた公の施設の総点検等の視点をもって、歳入の増歳の減に努め、財政の健全化を推進することとしています。

6 行政評価システムの構築について

行政の施策や事務事業について、「どれだけの金額でどれだけの量の事業を行ったか」ではなく、有効性・効率性・経済性など「成果」の視点で評価し、継続的な改善改革を図る旨の提案を行いました。委員からは「システム構築にとどまらず、市政に反映するよう推進してもらいたい」などの意見が出されました。

5 未利用財産の活用について

利活用の方向が明確でない未利用財産及び休校舎等の市有財産があり、一部は維持管理経費を要しています。施設の跡地利用については、その可能性を計画的に調査し、売却・貸付・交換等を含めた

7 事務事業施設管理等を除くの間接委託について

民間企業(団体を含む)等の活用による効果的な行政運営の推進について、事務事業の総点検を行い、行政と民間企業・地域・団体等の役割分担の明確化・最適

化を図る中で、事業の選定・効果額・委託先の基準を含めた基本方針を定め、民間委託を推進する旨の提案を行いました。委員からは「委託事業の選定に留意し推進してもらいたい」などの意見が出されました。

8 情報公開と情報提供の推進について

情報公開条例は制定されていますが、公開・提供すべき情報の基準や手法が明確となっていない。基準及び手法を検討し、正しい情報を速やかに発信することによって市民サービスの向上を図る旨の提案を行いました。委員からは「インターネットを活用した具体的・積極的な情報公開を望む」などの意見が出されました。

9

西城市民病院の健全経営について

公社・第三セクターの運営の見直しについて

西城市民病院については、経営診断等を実施し、経営課

題を明らかにする中で、安定経営に向けた方針、方向性を示し、収益の増、コストの削減及び同コストでのサービス向上に努める旨の提案を行いました。委員からは「市からの財政負担金を軽減できよう企業努力を推進されたい」などの意見が出されました。

10

意見聴取機会の拡大について

施策決定における市民の参画機会の拡大について

市民のニーズ・意見を的確に把握し、施策等に反映させるため、パブリックコメント制度の導入を図り、審議会・委員会の設置については、公募委員・女性委員の積極的な登用を図る旨の提案を行いました。委員からは「積極的な推進を望む」などの意見が出されました。

地域課題の解決に向けて 県立広島大学と包括的連携・協力協定を締結

市は、3月29日に県立広島大学と包括的連携・協力に関する協定を締結しました。

協定の締結は、市と県立広島大学がこれまで長年にわたり培ってきた信頼関係と実績を基盤に、相互の連携・協力関係をさらに強めることで、地域が抱える様々な課題の解決などに取り組み、地域社会の発展を目指すことを目的としています。

県立広島大学が、自治体と幅広い分野で連携・協力協定を締結するのは庄原市が初めてで、今後は、県内の他の自治体と順次協定締結を目指すこととされています。



赤岡学長(右)と滝口市長(左)が握手(3月29日(水)の協定書調印式)

●主な協定の内容

締結した協定の主な連携・協力事項は次の5項目です。

- 地域のまちづくり、人づくりに関すること。
- 地域産業の振興と地域経済の発展に関すること。
- 地域の保健福祉の向上に関すること。
- 地域の教育、文化、生涯学習の推進に関すること。
- 地域の環境政策の推進に関すること。

●地域の発展に向けて

県立広島大学は、庄原・広島・三原キャンパスの3キャンパスに合わせて4学部を持ち、幅広い分野・領域での知的・人的資源を有しています。

今後は、連携・協力事項を基本に相互の連携により、県立広島大学が持つ知的資源などを活かすことによって、市が抱える様々な地域課題の解決や市民サービスの向上に向けて取り組みを進めていきます。

■問い合わせ

企画課政策企画係 ☎0824-73-1114